

全日本デリバリー業安全運転協議会 村川様

お世話になっております。 株式会社テレコム マーケティング部です。

9月14日、飲酒チェック義務化(※1)についてパブリックコメント募集の結果が公表されました。

※1 飲酒チェック義務化とは、

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第68号)にて 定められた、安全運転管理者の業務である運転者への酒気帯び有無の確認のこと

その内閣府令案には、アルコール検知器を使用した飲酒チェック義務について 「**当分の間」の延期が決定した**という内容が記載されています。

この「当分の間」については具体的な時期は示されておりませんが、 アルコール検知器の供給状況等の見通しが立った時点で早期に決定されるようです。

令和4年4月1日から開始の飲酒チェックと記録の1年間保存は、 引き続き実施義務があります。

また、令和4年 10 月 1 日より、安全運転管理者の**選任義務違反**に対する罰則が、5 万円以下の罰金であったものが、50 万円以下の罰金に引き上げられました。

自動車 5 台以上または定員 11 名以上の自動車を 1 台以上保有している事業所は、 ご確認の上、安全運転管理者の選任と所轄の警察署へ届出を行ってください。

今回のアルコール検知器使用義務の延期が決定されましたが、

検知器の納期遅延は今後も見込まれるため 引き続き早めのご検討をお勧めいたします。

尚、既にアルコール検知器を入手することができた事業所においては、 法令上の義務ではないものの、 検知器を使用して酒気帯び確認を行うことによって 積極的に飲酒運転防止に努める必要があります。

どの検知器が貴社に適しているか簡単に選べる
「製品シミュレーション」をご用意いたしました。
こちらから>>https://www.telcom-net.co.jp/alc/s_alc.html

気になる機種の納期のお問い合わせやお見積り、 高機能型、据置型、携帯型など 業務形態に合う検知器選びのご相談もお気軽にどうぞ!

TEL: 0120-619-299 平日 9:00~18:00(土日祝除く)

<u>>>メールでお問合せ</u>

今後ともよろしくお願い申し上げます。

参照:警察庁パブリックコメント
https://public-comment.e-gov.qo.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120220010&Mode=1

意見募集結果

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000241080

株式会社テレコム マーケティング部

お問い合わせ: https://www.telcom-net.co.jp/contact.html

TEL:0120-619-299 平日 9:00~18:00(土日祝除く)

Email: webinar@telcom-net.co.jp

住所: 〒143-0006 東京都大田区平和島 4-1-23 11F

HP: https://www.telcom-net.co.jp/

Web セミナー情報: https://www.telcom-net.co.jp/event.html

YouTube: https://www.youtube.com/channel/UC1 9uvf-9cmJARH dX-eJkQ

個人情報保護方針について

https://www.telcom-net.co.jp/privacy.html

今後メールの配信を希望されない場合は、大変お手数ではございますが、 下記 URL より解除のお手続きをお願いいたします。

https://satr.ip/m/294fa177cf2545d2/1c01e15389d846da/no_thanks

当社は、お客様へのサービス向上、広告、宣伝及び営業等の目的から Cookie を使用しておりま

本メール内の URL より Web サイトにアクセスすると、当社の Web サイト上におけるお客様の閲覧履歴と個人情報を紐付けて把握、分析する場合があります。